

# 会 則

- 1 名称 パソコンサークル Acsys  
(略称表示) Acsys (読み方) アクシス
- 2 目的 パソコン・インターネットを活用し会員間の親睦をはかる  
パソコンを活用し社会貢献に努める
- 3 活動方針 みんなで教えあう  
作品作成のために、パソコンの知識を習得するための学習会を開催する  
会員を講師とする公開講座を、年2回以上開催する
- 4 活動日 毎週木曜日午後1時30分から4時30分まで、定例サークル会を行う
- 5 入会 入会希望者は指定の入会申込書を提出し、代表が承認した者を会員とする
- 6 退会 退会を申し出た場合は、退会として会員資格を失する
- 7 強制退会 2回連絡がなく定例サークル会を欠席した場合は自動的に退会とする  
会員の過半数、または、代表が不適当と認めた会員に退会させることができる
- 8 役員 代表  
会計  
会員の過半数、または、代表が必要と認めた場合には役員をおくことができる  
各役員は、補佐を代表に届けることによりおける。ただし、非役員とする
- 9 役員任期 毎年1月1日より12月31日までとする。
- 10 入会金 なし
- 11 会費 500円/月 入会日より入会日に係わらず徴収する  
月会費は前払いとし、毎月最終サークル会時に翌月分を納入する  
また、月会費は如何なる事由であっても返還しない
- 12 テザリング費用 接続者は、翌月分としてテザリング費用を500円/月を加え月会費として1,000円を納入する  
主被接続者は、500円/月をサークル会費から受け取る(月初のサークル日)  
臨時被接続者は、200円/回をサークル会費から受け取る(サークル日ごと)  
テザリング費用は、月の途中で接続中止、学習会での使用がなくても返金しない  
テザリングの管理調整は代表が行う
- 13 会費管理 会計は、会計担当作成の会計帳簿を正式とし、現金出納責任者は代表が兼任する  
支出は代表の承認でできるものとし、証憑有無は問わない  
会計帳簿が閲覧可能となった日から7日で、疑義がない場合は承認されたものとする
- 14 会則の改定 会員の半数以上の出席の会議で、過半数の賛成議決により改定できる  
  
施行 2009年1月8日(木)  
改定 2010年8月5日(木) から 2015年1月8日(木)までに改定あり  
改定 2016年9月1日(木) 会費の変更  
改定 2018年7月1日(日) テザリング費用の納入と受け取り